

# 大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム設置業務 仕様書

## 1. 業務名

大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム設置業務

## 2. 業務の目的

道の駅うずしお事業完成、大鳴門橋自転車道の開通により、大鳴門橋周辺地域では、駐車場不足による交通渋滞が懸念されている。このため、市では淡路島南 IC 付近に新設駐車場（約 300 台）の整備を進めている。新設駐車場の整備効果を高めるため、既存の駐車場を含む 4 駐車場（道の駅うずしお、うずまちテラス、うずの丘大鳴門橋記念館、新設駐車場）の空き状況をドライバーに案内し、駐車場を最適状態で運用することにより、県道等周辺道路に交通渋滞を発生させないことを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4. 業務概要

### (1) 業務計画書の作成

業務内容や工程、体制等をまとめた業務計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

### (2) 駐車場満空表示システムの設置

以下に示す基本性能を備えるものとし、追加性能は提案事項とする。

- ① 商業施設駐車場 3 箇所及び新設駐車場 1 箇所の駐車場利用状況の監視をおこない、混雑状況を自動で判定するものとする（監視方法（AI カメラ、レーザー等）を明確に示すこと）。監視対象の駐車場は以下のとおりとする。

道の駅うずしお 駐車場収容台数：102 台

うずまちテラス 駐車場収容台数：246 台

うずの丘 駐車場収容台数：214 台

淡路島南駐車場 駐車場収容台数：300 台※

- ② 満車、空車、混雑の判定閾値は、後から見直すことが可能なものとする。  
③ 各駐車場の混雑状況判定結果を、駐車場満空表示板へ自動送信をおこない、利用者に情報提供をおこなうものとする（自動送信の方法及びランニングコ

ストを明確に示すこと)。

- ④ 駐車場満空表示板の基本性能は以下のとおりとする。
- (a) 外形寸法 幅 960×高さ 1,600mm 程度
  - (b) 筐体材質 アルミ
  - (c) ピクセルピッチ 10mm
  - (d) 表示素子 高輝度発光ダイオード (SMD 3 in1)
  - (e) 画面輝度 (初期値) 昼間白色 6,000cd/m<sup>2</sup>以上
  - (f) 輝度調整 自動調整による (2段階)
  - (g) 表示制御諧調 65,536 階調
  - (h) 視認範囲 水平: 左 80° 右 80° 垂直: 上 40° 下 60°
  - (i) 電源 1φ2W AC200V 60Hz (±10%)
  - (j) 冗長性 伝送経路二重化 (画面の不点灯を最小限に抑制)

上記の基本性能は一例であり、提案者はこれに限定されることなく、最適なシステム構成について提案することが可能なものとする。

- ⑤ 基本的な表示内容は、「満車」「空車」「混雑」「閉鎖」「調整中」とし、加えてメッセージのスクロール表示が同時におこなえるものとする。また、提案者は、運転者が視認しやすい表示内容を提案することが可能なものとする。
- ⑥ 管理事務所にて、各駐車場の混雑判定結果の確認、駐車場満空表示板の状態監視及び手動操作、表示内容の編集が可能なものとする。(現時点では、管理事務所の場所等は、道の駅うずしおまたは大鳴門橋記念館を想定している。)
- ⑦ システム障害発生時には、管理端末等において確認できるものとする。また、障害発生時の状況および関連情報はログとして記録・保存する機能を有するものとする。
- ⑧ 駐車場満空表示板は、国立公園内に設置するため、景観に配慮した塗装色とし、受注者が関係省庁等と別途協議するものとする。
- ⑨ 塩害地区のため、塩害対策がされた機器とする。
- ⑩ 設置場所は別紙「大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム施工箇所 (案)」のとおり。(別紙は一例であり、提案者はこれに限定されることなく、別紙の位置に設置する場合と同等以上の効果を発揮する、最適な設置箇所を提案することが可能なものとする。設置個数においても同様とする。)
- ⑪ 満空表示板の給電方法について提案すること。引込柱等が必要な場合は、その費用も本業務に含む。

### (3) 関連する土木工事

#### ① 施工箇所

別紙「大鳴門橋周辺駐車場満空表示システム施工箇所(案)」のとおり。各駐車場に設置する監視装置の設置場所及び設置方法については、企画提案書に明記すること。商業施設駐車場3箇所の監視装置の運用に係る電源確保、インフラ配管(電気、通信)工事は本業務で実施すること。

※新設駐車場においては、令和10年3月に完成予定であるため、本業務においては機器の設置場所及び設置方法、電源確保、配管工事、基礎工事等の提案だけをすること。(本業務では、新設駐車場における監視装置の納品・施工は含まない)

#### ② 工事用地等の使用

受注者は、工事用地以外の区域へ立入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。

#### ③ 関係機関との調整

発注者が求めれば、受注者は、地区自治会長・隣接土地所有者、その他関係者に工事着手前には十分な工事計画方法等について説明し、理解を求め施工にあたっては、トラブルの発生がないよう十分な配慮及び調整を行うこと。

#### ④ 再生資源の利用の促進

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について(建設大臣官房技術審議官通達 平成18年6月12日)、建設汚泥の再生利用に関する実施要領について(大臣官房技術調査課長通達、平成18年6月12日)、建設汚泥利用基準について(大臣官房技術調査課長通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

#### ⑤ 建設廃棄物処理

建設廃棄物については、適切に処理しなければならない。

#### ⑥ 地下埋設物の事故防止

- 1) 工事の施工にあたって予想される地下埋設物は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。
- 2) 受注者の責により地下埋設物件に損害を与えた場合は、すみやかに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者

の負担によりこれを補修しなければならない。

3) 埋設物件等の管理者不明のものがある場合には、発注者に報告し、その処置については占有企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

⑦ 道路付属物ならびに占有物件の処置

工事施工のため支障となる道路の付属物並びに占有物件がある場合には、その処置について予め発注者と打合せを行うものとする。

⑧ 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、受注者にて、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所管警察署と打合わせを行い実施するものとする。また、所管警察署の道路使用許可を得て、写しを提出すること。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月、国土交通省）以上の保安施設類が必要な場合発注者と協議するものとし、変更の対象とする。

⑨ 交通誘導員の配置

交通誘導員の編成においては、企画提案書に明記すること。なお、交通誘導員については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、発注者と別途協議すること。また、工事完成後に交通誘導員の数量が把握できるように、日報、写真等を整理しておくこと。

| 配置場所 | 交通誘導員 | 昼夜間 | 交替要員 |
|------|-------|-----|------|
| 起終点  | B     | 昼間  | 無    |

なお、交通誘導員 A, B の定義は次のとおり。

交通誘導員 A： 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員。

交通誘導員 B： 警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの。

⑩ 取合部の施工

受注者は軽微な取り合わせ等、現場納めについては図示されていないものであっても施工するものとする。

⑪ 不正軽油の使用の禁止

- 1) 受注者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第 700 条の 22 の 2（製造等の承認を受け義務等）の規定に違反する燃料をいう）を使用してはならない。
- 2) 受注者は不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

⑫ 環境対策

- 1) 本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械を指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、施工現場において使用する建設機械であることを確認できる写真を撮影し、発注者に提出するものとする。

| 機 種  | 備 考   |
|--|---|
| バックホウ<br>トラクタ<br>ショベル<br>ロードローラ<br>タイヤローラ<br>振動ローラ | ブルドーザ<br>発電機（可搬式）<br>空気圧縮機（可搬式）<br>油圧ユニット<br>ホイールクレーン |
|  | ディーゼルエンジン<br>（エンジン出力 7.5 k w以上 260 k w以下）を搭載した建設機械に限る |

- 2) 第三者への公害による損害及び補償が生じた場合は、原則として受注者の責任において解決する。ただし、予測をはるかに上回る自然の作用や受注者の責に帰さない原因によって生じた損害や補償は発注者、受注者双方にて協議し、解決にあたるものとする。

⑬ その他

- 1) 図面及び仕様書の内容に相違のある場合、明記の無い場合、または、疑義が生じた場合には、発注者と協議するものとする。ただし、軽微なものについては、発注者の指示に従うものとする。
- 2) 施工中、既設構造物その他に損害を与えた場合は、受注者の責で原形復旧すること。
- 3) 降雨による排水等によって、工事区域より周辺地域及び海上へ濁水を出さないように工事区域内排水管理には特に注意すること。

(4) 運用及び維持管理等

- ① 駐車場満空表示システムの運用に関する分かりやすいマニュアルを作成す

るとともに、操作方法の研修を行うこと。

- ② 駐車場満空表示システムに係る維持管理費用について企画提案書において提案すること（経費見積書には含まない）。
- ③ 導入後、システムの使用方法・障害対応等に関するサポート体制・フロー、保守費用(見込み)について根拠も含めて提案すること。（経費見積書には含まない）。

## 5. 報告書の提出

### (1) 成果物の提出等

ア) 提出期限 令和9年3月31日

イ) 提出場所 南あわじ市まちづくり建設部建築技術課

ウ) 提出物

- ① 業務完了報告書 1部
- ② 図面等施工に係る書類
- ③ 発注者との協議により提出が決定する書類
- ④ 上記の電子データ
- ⑤ その他業務で作成した資料

※電子データは、PDF 及び編集が可能なデータ形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）で、CD-R 等で提出すること。

### (2) 成果物について

ア) 成果物の記載内容等は、事前に発注者と協議の上、作成すること。

イ) 提出期限内に指定された場所に提出すること。

ウ) 成果物の送付にあたっては、事前に発注者の承認を受けること。

エ) 業務実施状況等を分かりやすく編集すること。

## 6. 一括再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務の一部について、予め市が認めた場合、この限りではない。

## 7. 留意事項

- (1) 受注者は、受注者および関係部署等との協議に関し、その当該協議に参加するとともに、当該協議に必要な資料を作成するものとする。

- (2) 本システムはカメラ機能を利用する場合は、プライバシー保護を考慮し、取得情報の最小化、利用目的の明示、適切なアクセス制御および保存期間管理を実施するものとする。また、取得したデータは法令に基づく場合を除き、第三者へ提供しないものとする。

## 8. その他

- (1) 本業務を進めるにあたり、発注者と受注者で打合せ等を行う。なお、打合せの都度、議事概要を受注者が作成することとする。
- (2) 本業務を実施するにあたり、打合せ等にかかった交通費等の費用は本委託料の中に含まれるものとする。
- (3) 本事業の実施、本仕様書に明記なき事項、業務上発生した疑義については、両者協議により業務を進めるものとする。
- (4) 委託契約後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、発注者の承認を受けること。また、業務の実施にあたっては、受注者と十分協議したうえで行うこととする。